時事新報

驛遞局認可　(定價三錢)

明治十八年五月二十日　水曜日
(西暦一千八百八十五年)
第九百七十三號　日曜日休刊

時事新報定價　(日曜日バカリ休刊)
一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金[illegible]○一箇年前金六圓五十錢○東京十五區内並ニ横濱區内ニ限リ[illegible]○前記東京横濱ヲ除クノ外日本國内並ニ海外郵便聯約國([illegible])ヘ[illegible]郵便税ハ一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢ノ割ヲ以テ前金ニテ申請候事

時事新報廣告料(前金)
○二日以上六日間以内一行ニ付一日分金八錢、十一行ヨリ三十行迄一行ニ付一日分金七錢、三十一行ヨリ五十行迄一行ニ付一日分金六錢五厘、五十一行以上何行ニテモ一行ニ付一日分金六錢、但シ六日間以上掲載ノ分ハ定則一割引、十五日間以上同断同一割五歩引、三十日間以上同断同二割引
○一日限廣告一行ヨリ十行迄一行ニ付一日分金十錢、十一行ヨリ三十行迄同金九錢、三十一行ヨリ五十行迄同金八錢、五十一行以上同金七錢(注意)本社廣告料一日限リ掲載ノ分改正シ三月一日ヨリ右ノ通計算致候但二日間以上掲載ノ分ハ從前ト少シモ異ナルヿナシ

賞勲

○明治十八年四月七日

- 敍勲三等賜旭日中綬章　軍醫監從五位　緒方惟準
- 仝　勲四等歩兵大佐　仝　奥保鞏
- 敍勲四等賜旭日小綬章　歩兵大尉正七位　仝　石原應恒
- 仝　勲五等　森祇敬
- 仝　會計二等副監督從六位勲五等　馬場命英
- 仝　歩兵大尉　小野田爲貫
- 仝　正七位勲五等　香屋精一
- 敍勲五等賜雙光旭日章　仝　村井右宗
- 仝　仝　佐武廣命
- 仝　仝　平田備介
- 仝　仝　相賀久茂
- 仝　勲六等　頭崎正名

時事新報

A 我國ニハ男尊女卑ノ風習アリ

男尊女卑ト云フヿハ文明社會ニテ嘉ス可キヿニ非ザレバ社會進歩ノ道筋ニ於テ何レノ國モ一度ハ此風習ニ出會ハザルモノナシ而シテ其尊卑ノ度ニ至テハ國ニ因テ各相異ニシテ現ニ野蠻社會ニテハ男子罪アレバ之ヲ責[illegible]男子遊樂シテ女子勞役ノ結果[illegible]説クモノアリト云ヘド、ソレ等ハ論外トシテ姑ク置キ今日文明社會ノ風習ヲ總覽シテ論ズレバ我國ノ男女相互ノ尊卑ノ關係甚ダ懸隔シ居ルモノヽ如シ試ニ我國女[illegible]ヲ察スルニ幼ニシテ父母ノ手ニ養ハレ稍長ジテ夫家ニ嫁シ一身其夫ニ服事スルノ外ニ姑舅以下ニ事ヘ[illegible]一時ノ喜怒ニテ[illegible]申出[illegible]一朝[illegible]女性[illegible]其之[illegible]生涯ハ[illegible]一年數回[illegible]家ナリ[illegible]婦女ハ戸内ノ家政上ニテハ稍一元素トシテ働キタルガ如クナレドモ戸外ノ交際上ニ婦女ノ[illegible]ハ唯[illegible]ノ外ナキナリ我輩ノ不本意ニ感ズル所ナリ[illegible]地位ノ斯ク卑屈ナリシ原因ハ[illegible]

代ノ遺風杯ニテ今尙彎形シテ俗間ニ傳ハリ男尊一偏ノ流行ヲ助ケタルモノモアラン誠ニ婦女社會ニテ漫然コノ流行ニ流サレ女子ニ七去アリ抔トテ自カラ利男主義ノ箇條ヲ設ケ序落チノ庭訓ヲ作リテマス〱婦女卑屈ノ角度ヲ加ヘタルモノモアラント雖ドモ今其原因ノ最モ重立チタルモノハ(1)責任ナキヿ　我國ノ婦女ハ何事ニ就キテモ責任ナク世ノ毀譽ノ責ニモ任セズ家ノ興廢ノ責ニモ任セズ此責ニ任スルモノハ唯一ノ男子アルノミ婦女子ノ常言ニ貧富榮枯ハ天運ニテ唯其依頼スル人ノ如何ニ存シ富榮モ己レノカニ非ズ貧賤モ亦己レノ恥辱ニ非ズト觀念スルモノヽ如ク又世事ニ關シテモ責任ナキノ習ハシニテ古來俗間ニテ婦女子ノ言ハ證據ニ立タズト稱シ婦女子モ亦之ヲ便トシ其證據ニ立タザルヲ口實トシテ一時盲賣ヲ免ルヽヿナキニ非ズ斯カル事ノ次第ニテ婦女子ハ財産桑梓以下皆ナ之ヲ其依頼者ノ保護ニ歸スルガ故ニ男子ニ對シテハ萬事ニ就テ一歩ヲ讓リ卑屈ナラザラント欲スルモ叶ハザルヿナリ(2)敎育ナキヿ　女子ノ敎育ノ男子ニ及バザルハ獨リ我國ノミナラズト雖ドモ我婦女子ノ敎育ハ文明國ノ比較上ニテ割合ニ不十充ナルモノヽ如シ蓋シ文明國ノ婦女子ハ講堂敎育ノ外ニ社會交際見聞ノ敎育アレドモ我國ノ上中社會ニテ敎育ヲ受ケ得ベキ婦女子等ハ深窓弱質殆ンド交際見聞ノ敎育ナキガ故ニ人間處世ノ智識ニ乏シク談話ニ長セズ經歴ニ富マズ温柔寡默甘ンジテ厨下ノ婢ニ伍スルモ亦謂レナキニ非ザルナリ(3)職業ナキヿ　我國ノ婦女ハ古來ノ習ハシニテ職業トモ爲ル可キ手藝ヲ習フモノ甚ダ少ク尋常婦女子ノ手藝ト云ヘバ裁縫算筆ノ外、少シク上テ音樂詞歌位ニ止マリ居家一室ノ中ニテ周旋娯樂スルノ他、別ニ爲ス可キ所ナシト雖ドモ今日歐米諸國ノ婦女ハ電信局ノ技手ト爲リ鉄道局ノ書記ト爲リ製造場ノ職工ト爲リ富家豪商ト爲リ敎育家ト爲リ醫師ト爲リ新聞記者ト爲リ其手ニ覺ニアル藝能ヲ以テ戸外活潑ノ職事ニ從事シ其一歲ノ所得收入ヲ聞ケバ誠ハ六尺ノ丈夫ノ右ニ出デ自カラ其一身獨立ノ謀ヲ爲シ百年ノ苦樂必ズシモ他人ニ依頼スルヲ要セザルモノ少ナカラザルヲ以テ其婦女全般ノ品位ノ如キモ亦自カラ高尙ナルヲ加ヘザルヲ得ズ即チ我婦女子ノ卑屈ナルハ此ノ伎倆ニ乏シキヿ與リテ大ニ影響アルガ故ニ我國ノ婦女ニシテ其無職業ニ安ンジ常ニ他人ノ資給ノミヲ仰ク今日ノ地位ヲ脱シ上リテ一歩スルヿ愿ヒモ寄ラヌ次第ナラン以上三個條ハ我國ノ婦女ノ地位ノ斯ク卑屈ナリシ原因ナレバ今日ニ當テ此地位ヲ推シ進メ我國ノ社會交際上ニ女性ノ元素ヲ導カント欲セバ先ツ我婦女子ヲシテ此三個條ニ抵觸セザラシムルヿ肝要ナラン猶次號ニ於テ餘論ヲ續ケン

雑報

○官廳彙報　海軍省十四等出仕平井與操氏は一昨十八日願に依り本官を免ぜられ同日同省准奏任御用掛(月俸三十圓)東京軍法會議主理仰付られたり○工部大學校助敎授中村貞吉氏は一昨十八日農商務省御用掛兼勤仰付られたり

○書記官歸朝　米國華盛頓在留外務書記官[illegible]次郎氏は去る十七日歸朝したり

○日耳曼の進路　日耳曼國が近來頻りに殖民政略に汲

々たるは世界の注目する所なるが此頃の風説にては同國が早晩亞非利加東岸の島國なるザンジバル王國を併呑するの計畫あるは愈眞なるが如しと云ふ

○新聞發行禁止に係る佛埃の紛議　埃及にて發行する佛蘭西のボスフオル　エジプチエン新聞發行停止事件よりして佛埃の間に葛藤を生ぜし事と去月二十三日倫敦發の電報に據りて始めて吾々れ耳聞に達し其后兩國の交際は全く其道を絶ちカイロー府に在る佛の領事れ決然靴と蹴立て、領事館と引揚んとせしも幸よして事破綻に至らず五月一日倫敦發の電報よて佛埃兩國の葛藤は無事ふ治まりたりとの事を承知するを得たり今迄着の米國新聞は佛埃事件に關せる四月廿八日までの事項を掲載し置くを以て右事件の起りより同日まで兩國れ關係如何ありしやを知らしめん爲め緊要の諸項を左に譯出す

四月廿三日埃及カイロー府發　埃及政府はボスフオル　エジプチエン新聞發行禁止一件に關する佛國政府の要求に答へ我政府が同新聞の發行を禁止せしれ決して不正不法の處爲に非ずとて五十件の先例を引證せり

四月廿四日カイロー府發　埃及の總領事バーリール氏は本國政府より埃及政府と總ての交際上の關係を中止し且つ佛國政府は埃及の財政會議を批准するを嫌ひ別に一個獨立に事を處するの自由を有する旨埃及政府よ告知すべきれ訓令を受けたり」バーリール氏はカイロー出發を延引せり風説によれも埃及政府は佛政府に向ひ一の辨解を爲し且つ其官吏がボスフオル　エジプチエン新聞記者の永住の權理を脅玄たる旨を述べ以て同新聞發行禁止に係る紛議を取り纏めんとせり尤も其辨解よは右新聞禁止れ事に就て何事も言ひ及ぼさずとの事あり

四月二十四日午後倫敦發　埃及よりの電報によれば佛埃事件の爲め埃及政府の信用れ稍々減少し今朝迄六十磅四分の三ありし公債は五十九磅半に下落したり」グラッドストーン氏れ本日午後下院に於て佛國總領事れ本日カイローを去りたりと公言せり然るに外務省にては之を正誤したり其正誤に曰く首相の公言れ埃及政府より當政府へ送り越せし電文誤譯の誤りなり當政府にてもバーリール氏がカイローを去りたりとの報知は受取らずと

四月廿五日倫敦發　外務卿グランヴヰル伯れ埃及駐箚英國公使サー　エヴエリン　ベアリングに電報し埃及首相ニウバー　パシヤーボスフオール　エジプチエン新聞發行差止に就き辨解又は説明を拒絶するあ付力れ及ぶ限り之を保助すべしと命じたり

四月廿五日巴里發　ゴーロー新聞の報する所よ據れが佛國と埃及とれ一の約束に同意せり尤も官吏社會の説にても佛政府れ充分滿足なる辨償を得るに決心せ玄との事なり蓋し佛政府は首相ニウバー　パシヤと其地位より引下さんとするれ考なるべし

四月廿五日カイロー發　埃及政府は佛政府よ向て和談の申込を爲さゞるのみあらず却て確乎として其説と變せず佛字新聞と禁止したるは正當れ處爲なりと信じ居れり尤も斯る事實あるよも拘はらず平和の結局を得べしとの希望あり

四月廿七日巴里發　佛國駐在土耳其公使エサツドパシヤ氏れボスフオル　エジプチエン新聞發行禁止の事よ關し外務卿フレシチー氏を非責したり」佛國艦隊はピルー及びグリースに集りて後日の訓令を待つべきの命を受けたるよし風説せり是は埃及政府が佛國の要求を聽かざる時はアレキサンドリア港と砲撃せんとの考よ因るを[illegible]

四月廿八日紐育發　[illegible]のヘラルド新聞通信[illegible]交誼破裂れ大に當地[illegible]基礎と爲るよ至らん[illegible]事に就て頗る熱心あ[illegible]國を敵とせんとの事[illegible]ク府と佛京巴里の間[illegible]

○分局設置　海軍兵器[illegible]る筈にて昨今地所撰定[illegible]と製造せしむるもれな[illegible]

○安濃津分營　名古屋[illegible]跡へ分營所を設置とる[illegible]

○倉庫船製造　海軍省[illegible]倉庫船數艘と製造し如[illegible]碇泊せしむるといふ

○府縣聯合衛生會　[illegible]十七日より近府縣聯合[illegible]局長は右臨場の爲め去[illegible]に赴きたるよし

○鑛山發見　岩手縣稗[illegible]縣北閉伊郡中里村れ内[illegible]所と發見し目下其試掘[illegible]

○軍備及敎育費　歐羅[illegible]る爲め毎歲費やす所[illegible]といふ

國名
フランス
イングランド
ホルランド
サキソニー
ウルテンバーグ
バアバリア
ベルシア
ルシア
デンマーク
イタリー
ベルギユーム
オーストリア
スヰツルランド

○米國の絹布製造會社　[illegible]年前より婦人絹布製造[illegible]ては絹布製造のため一[illegible]弗とこの會社の補助費[illegible]なるお至るべし昨年中[illegible]其價は九百八十三弗な[illegible]品類は總での衣服地襟[illegible]の絹地等なりといふ當[illegible]紡績所は唯一個所れと[illegible]植桑の業と勵まし紡績[illegible]と研究すべき學校と設[illegible]るよありといふ

○見本輸出　汐留の日[illegible]の玄海丸にて樣品三十[illegible]向け輸出あしたり

○南京米、小豆　先月[illegible]々南京米の輸入ありし[illegible]京米の買入あきに至り[illegible]小豆も目下十七萬斤れ[illegible]しなり

○古着類低落　例年頃[illegible]つり更る古着類の最と[illegible]玄續く不景氣にて大坂[illegible]づれ新に購ふ者とては[illegible]漸次下落の一方昨年も[illegible]